

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-1
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	小規模事業者資金円滑化促進制度保証料、利子補給金													
		予算事業名	中小企業育成費												
		予算事業コード	00615												
2	交付開始年度	昭和	48	年度	創設から	54	年度目	3	終期	平成	8	年度			
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課						
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱													
7	事業の目的・概要	市内の小規模事業者が、三重県小規模事業者資金の融資を受けた場合に、市が保証料の全部（上限30万円）及び借入金利子の一部を補給することにより資金調達の円滑化を促進し、小規模事業者の育成を図る。													
8	補助対象者	主たる事業所または営業所を市内に有する小規模事業者で、三重県小規模事業者資金融資要綱に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る返済を滞滞なく行い、市税を滞納していない者。													
	交付先（補助対象者と異なる場合）														
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)					
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他								
				R5年度決算額	5,675	5,675	0				0	0	100.0%	0	0.0%
				R6年度決算額	7,297	7,297	0				0	0	100.0%	0	0.0%
				R7年度当初予算額	9,163	9,163	0				0	0	100.0%		
R8年度予算要求額	12,573	12,573	0	0	0	100.0%									
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	三重県小規模事業者資金利用者(申請者)が1月から12月に保証協会に支払った保証料及び設備資金利用の場合に支払った利子 令和06年度 申請件数 101件 保証料 4,404,000円 利子 2,893,000円(※対象事業費の算定は困難につき補給分のみ。)													
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	保証料補給額 全額(上限30万円) 利子補給額 支払利子のうち1%以内													
	増減理由	申請者数、補助対象事業費の増減による。													

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	信用力及び担保能力の低い小規模事業者が資金調達を円滑に行うための支援制度であり、地域経済に重要な役割を果たす中小企業の育成及び振興を図るためには、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進することは不可欠である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	経営基盤の脆弱な小規模事業者に対する補助であり、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
	効果性	5	【評価の理由】 保証料・利子の一部を補助し資金調達の円滑化を図ることは、経営基盤の強化、経営の安定化につながり、小規模事業者の育成及び振興、さらには地域経済にも大きな効果をもたらせる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 資金調達にかかる負担を軽減し経営基盤の安定化を促すことで、事業運営の円滑化に効果的である。					
透明性	5	金融機関の証明や三重県信用保証協会から提供された融資データに基づき補助金額を算出することにより透明性を確保している。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

信用力及び担保能力が低い小規模事業者へ補助を行うことにより経営基盤の強化及び経営の安定化につなげ、市内産業・商業の活性化を図る。今後も継続して補助金の交付を行うことでさらなる効果が期待できるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-2
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金										
		予算事業名	中小企業育成費									
		予算事業コード	00615									
2	交付開始年度	平成	29	年度	創設から	10	年度目	3	終期	平成	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	市内において創業を行おうとする者が、三重県創業・再挑戦アシスト資金の融資を受けた場合に、市が保証料を補給することにより資金調達の負担を軽減し、新事業の創出と経済の活性化を図る。										
8	補助対象者	主たる事業所または営業所を市内に有する事業者で、三重県創業・アシスト資金融資要綱に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた設備資金及び運転資金に係る返済を遅滞なく行っており、市税を滞納していない者。										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	1,316	1,316	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R6年度決算額	1,927	1,927	0	0	0	100.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	2,000 3,000	2,000 3,000	0	0	0	100.0%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	三重県創業・再挑戦アシスト資金融資制度利用者が支払った保証料										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	全額(上限10万円)										
	増減理由	申請者数、補助対象事業費の増減による。										

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	信用力及び担保能力の低い新規創業者が資金調達を円滑に行うための支援制度であり、市内において新事業の創出を促進することは、産業の活性化、雇用の拡大が期待されるため不可欠である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	経営基盤の脆弱な新規事業者に対する補助であり、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
	効果性	5	【評価の理由】 保証料の全額を補助し資金調達の円滑化を図ることは、経営基盤の強化、経営の安定化につながり、新規事業者の育成及び振興、さらには地域経済にも大きな効果をもたらす。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 融資実行時の負担を軽減することにより、事業運営の円滑化を図る。またこれから創業を考える人にとっても資金面でのサポートは創業促進に効果的である。		
(減点) 0		三重県信用保証協会から提供された融資データに基づき補助金額を算出しているため透明性は確保されている。			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

経営基盤が脆弱な創業事業者に対する補助を行うことにより、市内の産業・商業の活性化を図るものである。継続して交付することによりさらなる効果が期待できるため、終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-3
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	小規模事業者振興資金利子補給金													
		予算事業名	中小企業育成費												
		予算事業コード	00615												
2	交付開始年度	平成	13	年度	創設から	26	年度目	3	終期	令和	10	年度			
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課						
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱													
7	事業の目的・概要	市内の小規模事業者に対し、借入金利子の一部を補助することにより、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進し、小規模事業者の育成及び振興を図る。													
8	補助対象者	主たる事業所または営業所を市内に有する小規模事業者で、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の設備資金に係る返済を遅滞なく行っており、市税を滞納していない者。													
	交付先(補助対象者と異なる場合)														
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)					
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他								
				R5年度決算額	976	976	0				0	0	100.0%	0	0.0%
				R6年度決算額	933	933	0				0	0	100.0%	0	0.0%
				R7年度当初予算額	1,572	1,572	0				0	0	100.0%		
R8年度予算要求額	698	698	0	0	0	100.0%									
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	日本政策金融公庫利用者(申請者)が1月から12月に支払った1年間の利子 令和06年度 933,000円(※対象事業費の算定は困難につき補給分のみ。申請件数32件)													
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	支払利子のうち1%以内													
	増減理由	申請者数、補助対象事業費の増減による。													

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	信用力及び担保能力の低い小規模事業者が資金調達を円滑に行うための支援制度であり、地域経済に重要な役割を果たす中小企業の育成及び進行を図るためには、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進することは不可欠である。		
		(減点)			
		0			
	公平性	5	経営基盤の脆弱な小規模事業者に対する補助であり、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
効果性	5	【評価の理由】 利子の一部を補助し資金調達の円滑化を図ることは、経営基盤の強化、経営の安定化につながり、小規模事業者の育成や振興、さらには地域経済にも大きな効果をもたらせる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 資金調達にかかる負担を軽減し経営基盤の安定化を促すことで、事業運営の円滑化に効果的である。			
透明性	5	日本政策金融公庫から提供された融資データに基づき補助金額を算出することにより透明性を確保している。			
	(減点)				
		0			

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和7年度

信用力及び担保力が低い小規模事業者へ補助を行うことにより経営基盤の強化及び経営の安定化につなげ、市内産業・商業の活性化を図る。今後も継続して補助金の交付を行うことでさらなる効果が期待できるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-4
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	新企業育成貸付資金利子補給金												
		予算事業名	中小企業育成費											
		予算事業コード	00615											
2	交付開始年度	平成	29	年度	創設から	10	年度目	3	終期	令和	10	年度		
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課					
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱												
7	事業の目的・概要	市内において創業を行おうとする者に対し、借入金利子の一部を補助することにより、資金調達の円滑化、経営基盤の安定化を促進し、新規事業者の育成及び振興を図る。												
8	補助対象者	主たる事業所または営業所を市内に有する事業者で、日本政策金融公庫の創業に係る融資の返済を滞滞なく行っており、市税を滞納していない者。												
	交付先(補助対象者と異なる場合)													
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)				
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他							
				R5年度決算額	0	0	0				0	—	0	—
				R6年度決算額	0	0	0				0	—	0	—
				R7年度当初予算額	100	100	0				0	100.0%		
R8年度予算要求額	100	100	0	0	100.0%									
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	日本政策金融公庫新企業育成貸付利用者(申請者)が1月から12月に支払った1年間の利子令和06年度 0円(※対象事業費の算定は困難につき補給分のみ。申請者件数0件)												
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	支払利子のうち1%以内												
	増減理由													

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	信用力及び担保能力の低い新規創業者が資金調達を円滑に行うための支援制度であり、市内において新事業の創出を促進することは、産業の活性化、雇用の拡大が期待されるため不可欠である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	経営基盤の脆弱な新規事業者に対する補助であり、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
	効果性	5	【評価の理由】 利子の一部を補助し資金調達の円滑化を図ることは、経営基盤の強化、経営の安定化につながり、新規事業者の育成や振興、さらには地域経済にも大きな効果をもたらす。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 新たに創業を検討している場合に資金調達のサポート制度が創業を促進する要素となりうる。					
透明性	5	日本政策金融公庫から提供された融資データに基づき補助金額を算出することにより透明性を確保している。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

三重県市町連携型中小企業金融支援補助金の対象事業であり、経営基盤の脆弱な新規事業者対象の日本政策金融公庫の融資制度である。継続して交付することにより創業者支援になり、地域経済の活性化が期待できることから終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-5
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	中小企業指導育成事業補助金											
		予算事業名	中小企業指導育成事業費										
		予算事業コード	02082										
2	交付開始年度	不明	—	年度	創設から	—	年度目	3	終期	令和	8	年度	
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課				
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事業の目的・概要	地域の中核的経済団体である鈴鹿商工会議所の様々な事業を支援し、補助することにより地域経済の活性化を図る。											
8	補助対象者	鈴鹿商工会議所											
	交付先(補助対象者と異なる場合)												
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)			
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他						
		R5年度決算額	42,874	12,400	0	0	30,474	28.9%	0	0.0%			
		R6年度決算額	56,684	12,400	0	0	44,284	21.9%	0	0.0%			
		R7年度当初予算額	62,999	12,400	0	0	50,599	19.7%					
R8年度予算要求額	68,434	12,400	0	0	56,034	18.1%							
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	一般事業費(商工観光振興費、部会活動費、労務対策費、調査広報費等) 41,861千円 特別事業費(イベント開催費、青年部等活動費、地域活性化推進費等) 13,990千円 小規模事業対策費(指導事業費、施策普及費等) 1,004千円 ほか											
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	定額補助											
	増減理由												

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	市内の中小企業に対し、経営指導や経理相談等を実施して経営安定を図っているほか、各専門部の活発な活動により新規事業者の育成や雇用の確保や地域経済の活性化に貢献している。		
		(減点) 0			
	公平性	5	当該団体は特別認可法人であり、加盟は原則自由であるが、市内の事業者の大多数が加盟していることから対象者への公平性は保たれている。		
	効果性	5	【評価の理由】 本市の企業及び商業団体の育成指導には必要不可欠な団体であり、その事業に対し補助を行うことによる効果は極めて大きい。		
		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 中学生企業見学会を開催し、市内就職及び定住を目的に市内企業の魅力をPRするほか、県下商工会議所と合同で就職セミナー・説明会を開催し、求職者と地元企業のマッチングを実施。また、会員企業向けの講演会の開催など、会員企業に対する支援だけでなく、市民と共に鈴鹿市を盛り上げる取組を積極的に展開し、地域の活性化に貢献している。			
透明性	5	監査体制が整い、毎年総会場で会計報告が行われており、透明性は確保されている。また、会員からの会費の徴収等により財源の確保にも努めている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-6
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	伊勢形紙協同組合振興事業補助金										
		予算事業名	物産振興費									
		予算事業コード	01484									
2	交付開始年度	昭和	55	年度	創設から	47	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	国指定の伝統的工芸品である伊勢型紙のPRや販路拡大等の活動により、伝統産業の振興を図る。この支援により、行政では実施できない顧客の新規獲得や教育事業による普及啓発が行われ、伝統的工芸品の振興につなげる。										
8	補助対象者	伊勢形紙協同組合										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	2,522	1,000	0	0	1,522	39.7%	0	0.0%		
		R6年度決算額	3,178	1,000	0	0	2,178	31.5%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	3,000	1,000	0	0	2,000	33.3%				
R8年度予算要求額	3,000	1,000	0	0	2,000	33.3%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	伊勢形紙協同組合振興事業に係る費用 学生等に対する伝統的工芸品普及事業150千円、伊勢型紙東京展1,600千円、市場調査研究事業200千円、産地ブランドの知名度・信頼度強化事業800千円、匠の里伊勢型紙フェスタ250千円で構成										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象経費の1/2以下の定額										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の基本施策である「地域資源のブランド力向上と魅力発信」の取組内容に沿うものである。行政では同種の事業を実施しておらず、伊勢形紙協同組合が当該分野を担っている。国の伝統的工芸品に指定されている伊勢型紙の普及・継承に向けて、産業活性化及び後継者育成を図る必要がある。		
		(減点) 0			
	公平性	5	国指定の伝統的工芸品である伊勢型紙を広く普及啓発するために当該事業を実施している。伊勢型紙の仕入れ及び卸売をする団体としては全国唯一である。		
	効果性	5	【評価の理由】 首都圏を中心とした県外での普及啓発イベントや小学校等での教育事業を活発に行うことにより、伊勢型紙の認知度向上、後継者育成に寄与している。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 日本人の生活様式の変化に伴い需要が低下している伝統産業関連商品について、新たな販路開拓に取組み、伊勢型紙の魅力を広げる効果がある。染色業者が多い首都圏での展示会や市内での普及啓発などにより、産業自体の活性化につなげていく。また、学校等での教育事業を行うことで、将来の後継者の育成にも繋がる事業である。					
透明性	5	事業実施計画と実施事業の確認、収支予算書と会計処理の確認を事業完了届により確認する体制が整っている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-7
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	伊勢型紙彫型画展補助金										
		予算事業名	物産振興費									
		予算事業コード	01484									
2	交付開始年度	平成	6	年度	創設から	33	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	着物や浴衣の染色道具である伊勢型紙を応用し、美術工芸として発展させた彫型画の振興を支援することで伊勢型紙産業界の活性化を図る。										
8	補助対象者	伊勢型紙彫型画会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	424	100	0	0	324	23.6%	0	0.0%		
		R6年度決算額	500	100	0	0	400	20.0%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	542	100	0	0	442	18.5%				
R8年度予算要求額	542	100	0	0	442	18.5%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	伊勢型紙彫型画展に係る費用 会場・設備費220千円、印刷費80千円、審査費40千円、賞状費50千円、会議・事務費10千円、通信費15千円、交通費10千円、諸経費117千円で構成										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象経費の1/2以下の定額										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の基本施策である「地域資源のブランド力向上と魅力発信」の取組内容に沿うものである。伊勢型紙に関する新商品開発や販路開拓につながる可能性は高い。彫型画展の開催を通して市外へ販路開拓や周知を図ることは、本市の魅力向上につながると思われる。		
		(減点) 0			
	公平性	5	彫型画の分野で活動しているのは当該団体だけであり、同種・類似の団体とは区別している。		
	効果性	5	【評価の理由】 例年、三重県総合文化センターで開催しており、県外も含めて幅広く普及啓発できる効果がある。また、市内にとどまらず市外にも会員がおり、伊勢型紙分野のひとつとして認知度向上に寄与している。さらには、近年は欧州を中心に海外でも展示会や実演を開催するなど、活発な活動を続けている。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 日本人の生活様式の変化に伴い、本来の染物に係る伊勢型紙の需要が低下している現状に対して、美術工芸として活かすことで新たな需要を掘り起こすことができる。また、展示会の開催により広く周知し、全国から作品を募集することで、技術者の拡大、技術向上にもつながっている。					
透明性	5	事業計画書に沿った事業が実施され、収支予算書に沿った会計処理が行われているかを事業完了届、現地確認により実施している。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-8
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿墨本舗振興事業補助金										
		予算事業名	物産振興費									
		予算事業コード	01484									
2	交付開始年度	昭和	55	年度	創設から	47	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	国指定の伝統的工芸品である鈴鹿墨のPRや販路拡大活動等により伝統産業の振興を図る。 この支援により、行政ではできない新規ユーザーの獲得を通して、伝統的工芸品の振興につなげる。										
8	補助対象者	鈴鹿墨本舗										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	1,246	200	0	0	1,046	16.1%	0	0.0%		
		R6年度決算額	1,733	600	0	0	1,133	34.6%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額 R8年度予算要求額	1,600 1,600	600 600	0 0	0 0	1,000 1,000	37.5% 37.5%				
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	鈴鹿墨の振興事業に係る費用 資材費654千円、旅費330千円、人件費86千円、広告宣伝費150千円、通信費250千円、展示物造作費100千円、消耗品費30千円で構成										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象経費の1/2以下の定額										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の基本施策である「地域資源のブランド力向上と魅力発信」の取組内容に沿うものである。本市の地域資源を活用した新商品開発や販路開拓につながる可能性は高い。東京都で鈴鹿墨展を実施することは、本市の伝統産業である鈴鹿墨の魅力向上となり、販路開拓につながると考える。		
		(減点) 0			
	公平性	5	鈴鹿墨の関連団体は鈴鹿墨本舗だけであり、国指定の伝統的工芸品である鈴鹿墨を広く普及啓発することを目的に、当該事業を実施している。		
	効果性	5	【評価の理由】 鈴鹿墨展を東京で開催することにより、首都圏を拠点に着実に鈴鹿墨の認知度向上につなげている。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 国内で唯一、一貫して墨を製造している事業者であり、伝統工芸士が積極的に新商品を開発し、普及啓発することによって鈴鹿墨の認知度が高まっている。東京において展示会やにぎり墨体験を実施することにより、鈴鹿墨を使用する書家や画家、一般消費者への認知につなげている。					
透明性	5	事業計画書に沿った事業が実施され、収支予算書に沿った会計処理が行われているかを事業完了届、現地確認により実施している。			
					(減点) 0

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-9
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	鈴鹿市物産協会補助金										
		予算事業名	物産振興費									
		予算事業コード	01484									
2	交付開始年度	平成	25	年度	創設から	14	年度目	3	終期	令和	8	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	市内特産品の販路を拡大するとともに、顧客確保や知名度アップを図ることによる経済効果の向上、交流人口や関係人口の増加につながるよう、物産振興団体のPR活動を支援する。										
8	補助対象者	鈴鹿市物産協会										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	282	60	0	0	222	21.3%	0	0.0%		
		R6年度決算額	161	60	0	0	101	37.3%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	290	60	0	0	230	20.7%				
R8年度予算要求額	290	60	0	0	230	20.7%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	鈴鹿市物産協会補助金事業に係る費用 催事費で構成										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象経費の1/2以下の定額										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	総合計画の基本施策である「地域資源のブランド力向上と魅力発信」の取組内容に沿うものである。本市の地域資源を活用した新商品開発や販路開拓につながる可能性は高い。また、市外へ販路開拓を行うことは本市の魅力向上につながると思われる。		
		(減点) 0			
	公平性	5	市内特産品の販路拡大、顧客確保等を図ることを目的に、鈴鹿市内に事業所を有する会員間で協力している。協会会員数は増えていないが、平成27年度に規約の一部を改正し、会員規約の改善を行っている。		
	効果性	5	【評価の理由】 例年、市内のイベントのみならず、鈴鹿市の物産展として積極的に県外にも出店しており、鈴鹿の地域産品の知名度も徐々に上がってきている。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 本市の魅力を広く周知するため、県外で物産展を開催し、地域産品を通じた本市への誘客やふるさと納税の寄附、交流人口や関係人口の増加につながっている。					
透明性	5	毎月開催される定例会にて前月の会計報告がなされており、事業計画に沿って適切な処理が行われている。また、事業完了届の確認も実施(事務局は(一社)鈴鹿市観光協会)			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-10
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	商店街等活性化促進事業補助金										
		予算事業名	商店街近代化促進費									
		予算事業コード	00614									
2	交付開始年度	平成	10	年度	創設から	29	年度目	3	終期	令和	10	年度
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課			
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事業の目的・概要	商店街の振興を目的とする団体等が、その活力の創出を図るために実施する事業に対し、事業費の一部を補助し、商店街、地域の活性化を促進する。										
8	補助対象者	商店街振興組合、鈴鹿市商業団体連合会に加盟する団体及びその下部組織										
	交付先(補助対象者と異なる場合)											
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)		
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他					
		R5年度決算額	3,187	1,018	0	0	2,169	31.9%	0	0.0%		
		R6年度決算額	3,080	950	0	0	2,130	30.8%	0	0.0%		
		R7年度当初予算額	3,000	1,500	0	0	1,500	50.0%				
R8年度予算要求額	3,000	1,500	0	0	1,500	50.0%						
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	商店街が実施する活性化促進事業 チラシ・ポスター代、会場設営費等 500,000円×6団体 6団体(神戸商店会、算所町発展会、白子駅前センター商店街振興組合、南部商工発展会、西条発展会、平田商店会)										
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	事業費の1/2以内。1事業25万円を限度とする。										
	増減理由											

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	個人商店の衰退は、地域コミュニティの崩壊や高齢者の日用品の購入の場の減少といった社会的な問題となっているため、地域商店街とそれを形成する個店や商業者への意識形成のための一助となっている。		
		0			
	公平性	5	鈴鹿市商業団体連合会に加盟する全商店会を対象としており公平性を担保している。		
	効果性	5	【評価の理由】 各商店街は、本予算の存在がイベントの開催の大きな動機づけとなっていることから商店街の維持・活性化に対する効果は大きい。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 年末の売り出しセールを開催する団体は会員店舗の販売促進効果が得られている。					
透視性	5	事業計画に沿って事業を行い、事業報告・決算報告で実績を報告しており透視性を確保している。			
	0				

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 7 年度

商店街が実施する地域の特性を生かしたイベントや、活性化のための研修、後継者育成等の事業に対して補助を行うことにより、商店街の活性化や認知度の向上に寄与するものである。継続して交付することでさらなる効果が期待できるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-11
令和8年度予算用

1	名称 (予算事業名)	商店街共同施設設置事業補助金												
		予算事業名	商店街共同施設設置事業費補助/投資分											
		予算事業コード	01271											
2	交付開始年度	平成	1	年度	創設から	38	年度目	3	終期	令和	10	年度		
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課					
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱												
7	事業の目的・概要	共同施設を設置する商業団体等に対し、その設置に要した経費の一部を補助することにより、市内商店街の活性化を促進し、地域商業の健全な発展に寄与することを目的とする。												
8	補助対象者	商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、鈴鹿市商業団体連合会に加盟する団体及び下部組織												
	交付先(補助対象者と異なる場合)													
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)				
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他							
				R5年度決算額	0	0	0				0	—	0	—
				R6年度決算額	0	0	0				0	—	0	—
				R7年度当初予算額	0	0	0				0	—		
R8年度予算要求額	0	0	0	0	—									
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	R2年度事業費 白子駅前商店街振興組合 街路灯改修工事 2,000,000円												
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	大規模修繕に対応する補助金であり、街路灯1基15万円を上限とし、対象となる事前申請に対し、補助金を算出する。												
	増減理由													

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	商店街の景観を良くしたり、顧客の利便性を高めるための駐車場整備は、商店街及び周辺地域の活力にも大きく寄与する。また、街路灯は防犯の役割も兼ね備えることから、商店街の維持・発展と周辺地域の活力安全に大きな役割を果たす。		
		(減点) 0			
	公平性	5	鈴鹿市商業団体連合会に加盟する全商店会を対象としており公平性を担保している。		
	効果性	5	【評価の理由】 当該施設の定期的な修繕や新設を実施することにより、該当商店街は共同体意識を強くもち、商店街が活性化することで周辺地域においても賑わいが生まれ地域が活性化する。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 近年は修繕の申請を受けており、商業団体の取組みにより街路灯が引き続き機能することで周辺地域の活力安全に効果が期待できる。					
透視性	5	事業計画に沿って事業を行い、事業報告・決算報告で実績を報告しており透明性を確保している。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和7年度

街路灯・カラー舗装・駐車場などの共同施設を設置する商業団体等に対し、設置に要した経費の一部を補助することにより、市内商店街の活性化を促進し、地域商業の健全な発展に寄与するものである。継続して交付することでさらなる効果が期待できるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

商業振興課-12
令和 8 年度予算用

1	名称 (予算事業名)	創業促進補助金												
		予算事業名	中小企業育成費											
		予算事業コード	00615											
2	交付開始年度	令和	7	年度	創設から	2	年度目	3	終期	令和	9	年度		
4	分類	事業費補助					5	所属	商業振興課					
6	根拠法令	鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱												
7	事業の目的・概要	市内において新たに創業する者に対し、創業に要する経費を補助することにより、創業時の経営基盤の安定化を図るとともに市内における創業を促進する。												
8	補助対象者 交付先(補助対象者と異なる場合)	市内において新たに中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業の創業を行う市民で、産業競争力強化法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受け、市税を滞納していない者。												
9	補助金額等	(単位:千円)	補助対象事業費(A)	財源内訳				補助率(B/A)	補助対象事業費の繰越額(C)	補助金に対する繰越金の割合(C/B)				
				市補助金(B)	国補助金	県補助金	その他							
				R5年度決算額	0	0	0				0	—	0	—
				R6年度決算額	0	0	0				0	—	0	—
				R7年度当初予算額	6,000	3,000	0				0	50.0%		
R8年度予算要求額	6,000	3,000	0	0	50.0%									
10	補助対象事業費の内訳(具体的に記載)	創業日までに実際に要した初期経費 ・創業日の1年前から創業日までに納品(物品の納入、業務・工事の完了等)が行われていること。 ・設備資金、運転資金(研修費、マーケティング調査費、広告費、委託費、謝金、知的財産権等関連経費)等(1件当たり1万円以上(消費税及び地方消費税を除く。))であること。												
	補助金等の算出根拠(具体的に記載)	補助対象経費の1/2以内の額【限度額30万円】												
	増減理由													

(2) 補助金等判断基準

11	総合評価点	20	12	適否の評価	継続
13	補助金等の判断基準	評価点	評価の理由		
	必要性	5	新規創業者の経営基盤の安定化を図るための支援制度であり、市内において創業を促進することは、商業の活性化、雇用の拡大が期待されるため不可欠である。		
		(減点) 0			
	公平性	5	経営基盤の脆弱な新規創業者に対する補助であり、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。		
	効果性	5	【評価の理由】 創業に要する初期経費を補助し経営基盤の安定化を図ることは、新規創業者の育成及び振興、さらには地域経済にも大きな効果をもたらす。		
(減点) 0		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況(具体的に記載)】 創業時の負担を軽減することにより、事業運営の円滑化を図る。また、創業を検討している方に対し、資金面でのサポートは創業の促進に効果的である。			
透明性	5	事業計画に沿って事業を行い、実績の報告により透明性を確保している。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由(終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度